

第9回社会資本整備等WG説明資料

平成28年3月7日

国土交通省

ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

- 平成27年9月18日に第4次社会資本整備重点計画を閣議決定。その後、ストック効果を最大化するための事業・施策及びストック効果の把握・評価手法について検討するため、平成27年11月20日に社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会の下に専門小委員会を設置し、12月8日に第1回専門小委員会を開催。
- 今後、3月下旬及び夏頃に専門小委員会を開催し、秋頃の計画部会においてとりまとめる予定。
- 第1回専門小委員会の議論を踏まえ、以下の取組を検討する予定。

ストック効果の最大化のための取組

厳しい財政制約の下、経済・財政の一体再生に貢献するため、

- 投資面の工夫(「賢く投資」)
わずかな投資で過去の投資効果が開花する事業などストック効果の高い事業への重点投資
- 施設の運用面の工夫(「賢く使う」)
料金の見直し、飛行経路の見直しなどにより既存施設を最大限活用
- ストック効果早期発現の工夫
官民対話、計画の早期アナウンス、行政手続の円滑化など

ストック効果の見える化のための取組

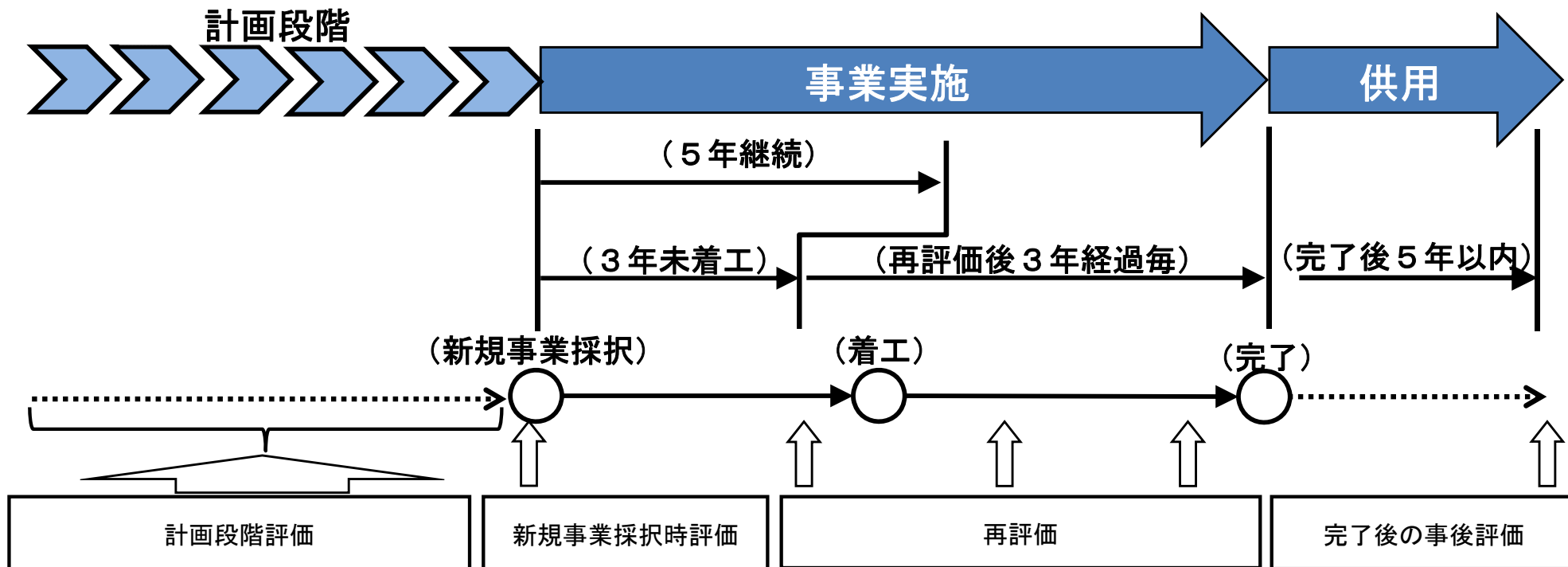
社会資本のもたらす多面的な効果の的確な把握と見える化のため、

- 社会資本がもたらした渋滞解消や工場立地など様々な効果を、事後、継続して客観的・定量的に把握
- 事前の効果把握への経済分析手法の活用
- ユーザーが効果を実感できるような情報提供(「見せる化」)

人口減少下での適切な事業評価

国土交通省の公共事業評価の流れ①

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



1. **計画段階評価**（平成24年度～）
政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。
2. **新規事業採択時評価**（平成10年度～）
新規事業の採択時において、その必要性の評価を行うもの。
※国土交通省においては、対象となる全ての新規公共事業において事業評価を実施
3. **再評価**（平成10年度～）
社会経済情勢の変化、事業の投資効果など事業の必要性等の視点や事業の進捗の見込みの視点等から再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
4. **完了後の事後評価**（平成15年度～）
事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

国土交通省の公共事業評価の流れ②

○個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施

計画段階評価

計画段階において、関係都道府県、学識経験者等の意見を聴き、事業の必要性が認められた事業が新規事業採択時評価へと進む。

新規事業採択時評価

(平成10年度～)

- ・新規採択の妥当性チェック

再評価

(平成10年度～)

- ・事業の継続・中止を判断

完了後の事後評価

(平成15年度～)

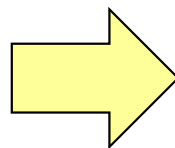
- ・事業効果の確認、改善措置の検討
- ・計画・調査、評価手法の改善の必要性を検討

- 学識経験者等からなる第三者委員会の活用
- 必要に応じて評価手法を見直し

維持管理コストの明確化

【平成26年度まで】

- ・国交省が実施する公共事業(新規)では、維持管理費も含めて計上して評価を実施
- ・評価結果は公表(直轄事業)



【平成27年度から】

- ・維持管理費を評価書の中でわかりやすく明示する等の更なる見える化を図る

<公共事業(直轄新規)の評価書>

昨年度まで

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析		貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)			B/C
〇〇事業 △△地方整備局	△億円	△億円	△億円	〇.〇	〇〇局 〇〇部 〇〇課 (課長 〇〇)	

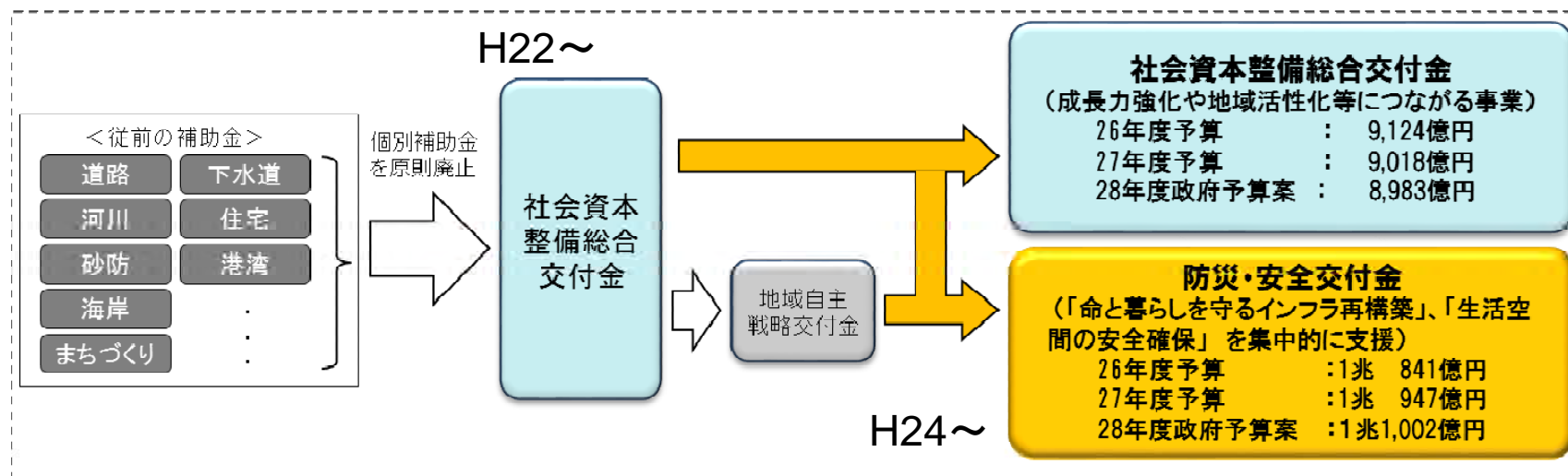
維持管理コストを
見える化

今年度から

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析		貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C(億円)			B/C
〇〇事業 △△地方整備局	△億円	△億円	△億円	〇.〇	〇〇局 〇〇部 〇〇課 (課長 〇〇)	

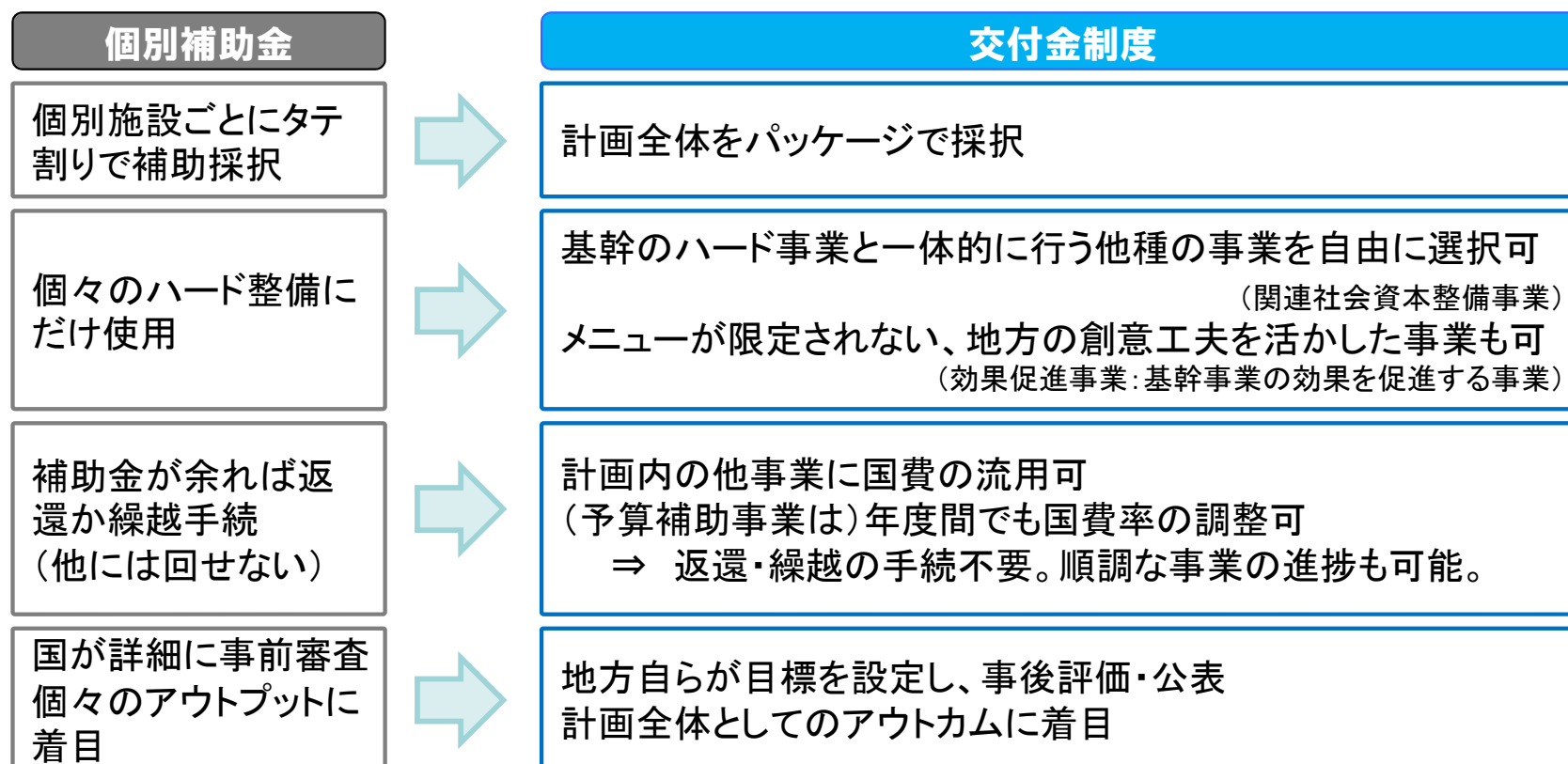
地方公共団体が行う交付金に係る 事業に関する評価の検討

- 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- 防災・安全交付金は、地域における総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み等を集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設



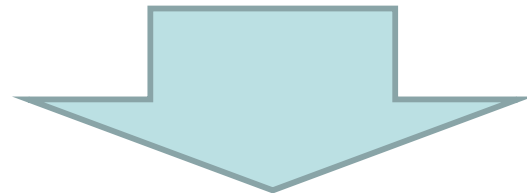
個別補助金と比較した交付金制度の特長

- 個別事業ごとに採択していたものを、計画全体をパッケージで採択。
- 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- 事業の評価は、国の事前審査から、地方自らによる事後評価に変更。
個々の事業について、制度上、事前のB/Cの算出は求められていない。



経済・財政再生計画改革工程表 (平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

- 地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請



対応

- 交付金創設前にB/Cを算出していた事業など、一定の線引きを行った上で、B/Cの算出を要件化(原則平成29年度～)